

質問内容

Q

小売業を営む者で組合の地区内に支店があり、当該支店は従業員50人以下です。地区外の本店は従業員50人以上でしかも資本金が5,000万円を超えている場合、この支店は組合員資格に疑義がありますか。疑義があるとすれば公正取引委員会に届け出る必要がありますか。また、その場合の手続はどのような方法で行うと良いですか。

回答内容

A

組合員資格に関する使用従業員の数は、本支店合わせたものとされているため、ご質問の場合明らかに50人を超え、しかも資本金が5,000万円を超えているので、公正取引委員会への届出が必要です。ただし、組合員たる資格は従業員数、資本の額又は出資の総額が絶対的要件でなくその事業者の資本力、市場支配力、組合の内容等諸般の実情を勘案して判断すべきです。なお、当面その判定は組合自体が行うこととなります。なお、公正取引委員会への届出の様式及び内容については、「中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出に関する規則」(昭和39年2月7日公正取引委員会規則第1号)に具体的に定められています。

令和2年度 中央会通常総会のご案内

日時: 令和2年6月11日(木) 午後1時30分より

場所: 山形市「ホテルメトロポリタン山形」

会員の皆様には、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、正式なご案内につきましては、後日改めてお送りいたします。



前年度総会の様子

Coffee break

内容は本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひご一読ください!

Vol.18

総務部 主任 三原 永嗣

30代半ばになり、最近では中学から高校の頃に聴いていた音楽が懐かしく、その頃買ったCDを改めて聞いています。当時はCDを聞いてライブに行こうと思ってもお金がなく、そしてツアーで回ってくるのがほとんど仙台のため、頻繁に見に行くことはできずに悔しい思いをしました。

しかし、現在はYouTubeなどで様々な映像を気軽に見られる環境になっています。すでに解散しているバンドも公式チャンネルを開設している場合があり、見始めると時間が足りません。

また、すでにある映像の配信だけではなく、生配信もされています。

最近では新型コロナウイルス感染症の影響でライブが相次いで中止になりましたが、一部のミュージシャンは無観客にもかかわらずライブを実施し、その様子を生配信してくれました。

今後5Gが整備されていけば、VRでの有料ライブ配信が一般的になるでしょう。エフェクターを踏むタイミングやピッキングの仕方など、見たい場所が見たい角度で見られるようになればガンガン課金していこうと思います。

